

次期過疎対策に向けた個別提言

令和元年 11月15日

高知県地域振興総合協議会

高 知 県

I 新たな過疎対策法の制定

現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で法期限を迎えるため、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能などの役割やその有する価値を評価するとともに、新たな過疎対策の理念を「過疎地域の個性的価値ある存続」として確立させ、令和3年度を初年度とする新たな過疎対策法を制定すること。

提言

現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で法期限を迎えるため、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能などの役割やその有する価値を評価するとともに、新たな過疎対策の理念を「過疎地域の個性的価値ある存続」として確立させ、令和3年度を初年度とする新たな過疎対策法を制定すること。

提言の理由

これまでの累次の過疎対策により、産業の振興、医療環境・福祉拠点の整備、道路整備、飲料水供給施設の整備、コミュニティバス等による移動手段の確保、教育環境の充実などに一定の成果を挙げてきたところであるが、都市部との格差は依然として存在している。

また、人口減少、高齢者比率の上昇、若年者比率の低下などの人口構造の変化を止めるには至っておらず、人手不足や後継者不足が一層深刻化するなど、過疎地域は今なお様々な課題を抱えており、その解決が急務である。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月をもって失効するが、過疎地域が果たす役割とその価値が広く国民に浸透し、過疎地域に期待される役割を十二分に発揮していくためには、過疎地域が抱える課題を解決する過疎対策を引き続き講じていくことが重要である。

II 過疎対策の対象地域等

新たな過疎対策法においても、現行法第 33 条の規定による市町村の廃置分合等があった場合の特例である、合併前の旧市町村のみを過疎地域とみなす、いわゆる「一部過疎」の取扱いを継続すること。

また、過疎地域には至らないが、過疎地域と同様に低密度化が進んでいる地域を、過疎地域に準ずる地域として、過疎対策としての支援措置を講じること。

(1) 一部過疎の継続

提言

新たな過疎対策法においても、現行法第 33 条の規定による市町村の廃置分合等があった場合の特例である、合併前の旧市町村のみを過疎地域とみなす、いわゆる「一部過疎」の取扱いを継続すること。

提言の理由

過疎対策の対象地域については、現行の市町村単位を基本とするが、いわゆる一部過疎地域についても、全国に恩恵をもたらす多面的・公益的機能やその有する価値は過疎地域と何ら変わりがなく、また、人口減少などの人口構造の変化等に起因する厳しい課題を抱えていることも過疎地域と同様であり、同一市町村内においても格差が存在している現状からは、引き続き、一部過疎地域を対象地域として対策を講じていくべきである。

(2) 段階的な支援措置

提言

過疎地域には至らないが、過疎地域と同様に低密度化が進んでいる地域を、過疎地域に準ずる地域として、過疎対策としての支援措置を講じること。

提言の理由

過疎対策による持続可能な低密度社会の実現へ向けては、人口減少という動的要件だけでなく、低密度居住の程度である人口密度という静的要件も加えて対象地域を検討する必要がある。

Ⅲ 過疎関係市町村の財政基盤の強化

過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源を安定的に確保するため、地方創生に係る交付金や地方交付税等とともに、過疎対策事業債を充実確保し、過疎関係市町村の財政基盤を強化すること。

また、過疎地域自立促進特別事業（いわゆるソフト対策事業）について、引き続き過疎対策事業債の対象事業とするとともに、発行限度額を引き上げること。

(1) 財源の充実確保

提言

過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源を安定的に確保するため、地方創生に係る交付金や地方交付税等とともに、過疎対策事業債を充実確保し、過疎関係市町村の財政基盤を強化すること。

提言の理由

過疎地域においては、人口減少、高齢者比率の上昇、若年者比率の低下などの人口構造の変化を止めるには至っておらず、人手不足や後継者不足が一層深刻化するなど、今なお様々な課題を抱えており、その解決が急務であるが、過疎関係市町村は財政基盤が脆弱で自主財源に乏しく、財源の多くを国庫補助金や地方交付税、過疎対策事業債などに依存しており、財源の充実確保が必要である。

(2) 過疎対策事業債

ア 過疎対策事業債（ソフト分）の発行限度額引き上げ

提言

過疎地域自立促進特別事業（いわゆるソフト対策事業）について、過疎対策事業債の発行限度額を引き上げること。

提言の理由

過疎地域自立促進特別事業については、過疎地域における産業振興、医療、福祉、集落支援、生活交通、教育など、住民の生活を支える事業を実施するうえで年々活用が進んできている有効な財源であり、市町村の自主性を尊重する仕組みであることから、過疎対策事業債の発行限度額の引き上げによって、過疎地域における格差是正と内発的発展の取り組みのさらなる充実を図ることが必要である。

イ 対象事業の拡充

提言

住民による法人格を有さない自治組織等への支援事業に対する過疎対策事業債の発行を一定の要件のもとに認めること。

提言の理由

公共的団体等への補助等については、市町村が所有又は権利等の所在が不明確な団体に対し、過疎対策事業債を財源とした補助金等を拠出することは、公共性等の観点から相応しくなく、事業主体としての立場を明確にする観点から、法人格を有するものに限定されている。そのため、市町村が住民による自治組織に過疎対策事業債を財源として補助するには、自治組織が認可地縁団体であることが要件とされている。

一方で、過疎地域の自治組織は過疎化・高齢化等の進行により小規模化しており、申請書類の作成や不動産登記等を自ら行うことには困難が伴い、認可地縁団体への移行は円滑に進まないのが現状である。

今後、老朽化等により自治組織が管理している飲料水供給施設や共同受信施設（共同アンテナ）等の施設が更新時期を迎える中で、全ての自治組織が法人化することは難しいため、例えば、市町村が自治組織にヒアリングを行い管理体制や管理責任者等を明確にした場合には対象として認めるなど、要件の緩和が必要である。

ウ 償還期限の延長

提言

過疎対策事業債の償還期限について、整備する施設等の耐用年数との整合を取り、住民負担の世代間の公平を図るため、償還期限を延長すること。

提言の理由

過疎対策事業債の償還期限は、一部（診療施設、下水道、簡易水道は機構資金を充当可）を除き、「最長12年（据置3年）」と他の地方債に比べ短く設定されている。

そのため、短期間に多額の元利償還金が必要となり、財政力の弱い過疎関係市町村にとっては実質公債費比率の急激な上昇を招くとともに、償還財源の確保に苦慮している。

一方、過疎対策事業債と同等の70%の交付税措置が行われる緊急防災・減災事業債や旧合併特例事業債における償還期限を延長し、整備する施設等の耐用年数との整合と、住民負担の世代間の公平を図る必要がある。

エ 重点事業に対する普通交付税措置

提言

過疎地域自立促進市町村計画に重点枠を設け、重点枠に位置付けた事業に対しては、過疎対策事業債の元利償還金の普通交付税の基準財政需要額への算入率を引き上げること。

提言の理由

過疎地域の活性化のためには、地域資源を生かした産業を創出し、その担い手を呼び込む移住促進の取り組みが重要となるが、こうした取り組みを力強く押し進めていくためには、これらの事業を重点事業として位置付け、過疎対策事業債の元利償還金の普通交付税の基準財政需要額への算入率を引き上げる措置を行うことが有効である。

(3) 段階的な支援措置

提言

過疎地域には至らないが、過疎地域と同様に低密度化が進んでいる地域についても、過疎地域に準ずる地域として過疎対策事業債の発行を認めるなどの方法により、段階的な支援措置を講じること。

また、過疎地域に準ずる地域に対しても、国庫補助における補助率のかさ上げや税制措置の特例の適用などによる支援措置を講じること。

さらに、過疎地域の中でも特に財政力が乏しく、低密度化が著しく進んでいる地域に対する支援措置を一層拡充させること。

提言の理由

支援制度のあり方については、現行法のように、過疎地域か非過疎地域かのいずれかということではなく、過疎地域には至らないが、過疎地域と同様に低密度化が進んでいる地域についても、過疎地域に準ずる地域として、過疎対策を講じることが適当である。

さらに、過疎地域の中でも財政力指数や人口密度がより低い地域に対しては、交付税措置率のかさ上げを行うなど、一層の支援措置を講じるべきである。

こうした段階的な支援措置が講じられることによって、人口減少や高齢者比率の上昇、若年者比率の低下などの人口構造の変化に起因する様々な課題を克服するための施策が、その段階に応じて適切に実施され、それぞれの地域の個性的価値ある存続につながっていくこととなる。

(4) 税制措置等

ア 法人税の軽減

提言

過疎地域において産業を振興し、所得水準の向上と雇用機会の拡大を図るため、過疎地域に拠点を置く法人に対する法人税の軽減を行うこと。

提言の理由

過疎地域においては、雇用の場が限られており、基幹産業である一次産業も脆弱であるため、法人税の軽減により、企業誘致や起業における法人化を促し、雇用創出につなげることが有効である。

イ 減収補填措置

提言

「事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置」及び「事業用設備等に係る特別償却」による市町村の減収分を市町村が把握できる仕組みとするとともに、減収補填措置を講じること。

提言の理由

過疎地域において産業を振興し、所得水準の向上と雇用機会の拡大を図るため、当該特例措置は有効であるが、課税の繰り延べや減価償却の特例措置であるため、市町村が減収分を把握することができず、市町村にとって隠れた負担となっている。

したがって、制度の一層の活用を図るためにも、市町村が減収分を把握できる仕組みとするとともに、減収補填措置を講じること。

IV 県の役割の明確化

過疎対策を進めるうえで県の果たす役割は重要であり、新たな過疎対策法において、県の果たす役割を明確化するとともに、新たな財政措置を講じること。

提言

小規模で財政力の乏しい過疎関係市町村を多く抱える県においては、過疎対策を進めるうえで県の果たす役割は重要であり、新たな過疎対策法において、県の果たす役割を明確化するとともに、その役割を果たすために県が実施する事業に対しては、新たな財政措置を講じること。

提言の理由

過疎対策における県の役割としては、県全体の過疎対策の方針を定め、過疎関係市町村に対する人的支援、財政的支援を行うことなどが挙げられるが、本県のように小規模で財政力の乏しい過疎関係市町村を多く抱える県においては、県全体の底上げを図るため、県がより大きな役割を果たしていくことが必要である。

その役割を類型化すると、(1) 補完代行型、(2) 広域連携・協調型、(3) リーディングプロジェクト型に分けることができ、その内容は次のとおりである。

(1) 補完代行型

小規模市町村における財政面、人材面、技術面での制約を理由として、当該市町村においては実施が困難な事業を県が代行する役割

(2) 広域連携・協調型

各市町村がそれぞれ単独で事業を実施しても効果が小さい、又は利益が相反するような性質の事業を、全体最適の視点からベクトルを合わせ、効率的に最大限の効果をを得るため、県が関係市町村と連携・協調して広域で実施する役割

(3) リーディングプロジェクト型

次のような事業において、県が先導して市町村とともに取り組み、その効果を県全体に波及させ、全体の底上げにより地域振興を図る役割

ア 高度に専門的な分野における技術開発、最先端の技術を活用した課題解決、県外・海外における需要創出など、多額の投資を伴ううえに、小規模な市町村単独では著しく非効率であるために実施が困難な事業

イ 喫緊の課題に対して、県が統一的な体系と共通の枠組みを提起し、県全体で市町村とともに課題解決を図るための事業

V 過疎地域の環境と特性を生かした産業の振興

過疎地域における新たな雇用の場の創出等による地域活性化を図るため、農林水産業、観光業、地場産業等の過疎地域の環境と特性を生かした産業振興を図るための支援措置や、企業の進出等に対する税制等の優遇措置を充実強化すること。

(1) 農林水産業の振興

提言

農林水産業における生産力・生産性を向上させ、流通・販売・加工体制を確立・強化し、生産を支える担い手の確保・育成を図り、地域で暮らし稼げる産業とする施策の推進に対する支援を充実させること。

提言の理由

過疎地域における基幹産業である農林水産業を維持し、発展させながら継続していくことが、地域の暮らしを守り、全国に恩恵をもたらす食料供給や文化・環境の保全につながるものである。

したがって、効率的な生産・流通・販売・加工体制を確立・強化するとともに、その担い手を確保・育成することが喫緊の課題であり、その解決へ向けた支援の充実が必要である。

(2) 農業・農村を支える基盤整備

提言

過疎地域においても、国内外の競合産地に打ち勝つことができる持続可能な力強い農業を実現するためには、農業の体質強化を図り「農を強くする」とともに、災害に強い農村社会を形成し「農村を守る」ことが必要であり、こうした政策全体を支える根幹となる農業農村整備事業の必要額を十分に確保すること。

提言の理由

農業を巡る環境は、生産コストの高止まりによる農業所得の減少、担い手不足の深刻化、高齢化の進行など、依然として厳しい状況が続いている。

このような中、過疎地域においても、国内外との産地間競争に打ち勝つことができる農業を展開し、「農を強くする」ためには、生産、流通販売、経営体（担い手）の育成を強化し、生産の増、所得の向上、担い手の増の「好循環」を実現し、農業の「拡大再生産」を図ることが必要である。

また、ため池は農業用水を確保する貴重な水源である一方で、南海トラフ地震や集中豪雨等の発生により、決壊すれば下流域の人家や公共施設等に被害を及ぼす恐れがある施設でもあり、安心して暮らし、安定した農業生産を持続していくためには、ため池の耐震化整備や豪雨対策を早急に実施し、「農村を守る」ことも必要である。

農業農村整備事業は、こうした政策全体を支える根幹であり、引き続き、対策を計画的かつ着実に実行していくためには、十分かつ安定的な予算の確保が必要である。

求める具体的な措置

条件不利地における小規模の区画整理や耕作道などの整備を推進し、個々の経営体の作業効率の改善を図るとともに、担い手への農地集積・集約化や高収益作物への転換等により農業の体質を強化し、過疎地域で暮らし稼げる農業を展開するため、基盤整備予算を十分かつ安定的に確保すること。

また、南海トラフ地震対策や豪雨対策としてのため池改修など、農村地域の防災・減災対策を加速化するために「農村地域防災減災事業」の予算を今後も十分に確保すること。

(3) スマート農業技術の導入促進

提言

人口減少や高齢化の進行が著しい過疎地域において、農地を守り農村を維持していくためには、省力化や軽労化につながるスマート農業技術の導入を促進する必要がある。

ついては、スマート農業技術の実証・普及に対する国の予算を確保・拡充するとともに、中山間地域に適したスマート農業機械の開発を促進すること。

提言の理由

過疎地域では、人口減少や高齢化の進行が著しく、離農する農家や耕作放棄地が増加している。

過疎地域において農地を守り農村を維持していくためには、近年の進歩が目覚ましく、省力化や軽労化につながるスマート農業技術の導入が効果的である。

スマート農業技術の実装を促進するため、現在、「次世代につなぐ営農体系確立支援事業」が実施されているが、同事業の実証期間は1年であり、複数年にわたって技術进行评估することができない。

また、自動走行トラクター、自動運転直進田植機等が普及しつつあるが、いずれも1区画が広く、かつ大規模経営を想定した大型の機械であり、区画の狭い本県の過疎地域への導入は難しい。

求める具体的な措置

技術実証に対する十分な予算（実施地区数）を確保するとともに、現在、1年となっている「次世代につなぐ営農体系確立支援事業」の実証期間を2年に延長すること。また、中山間地域に適したスマート農業機械の開発を促進すること。

(4) 森林資源の活用

提言

豊富な森林資源を余すことなく活用し、森林所有者などへの利益還元のため、A材としての価値をしっかりと付加し、販売していくことが重要であり、A材を活用した付加価値の高い木質建材の開発やJAS製材品の供給体制の整備などに必要な支援を強化・拡充すること。

提言の理由

過疎地域にある豊富な森林資源をA材からC・D材まで余すことなく活用し、資源を循環させるためには、森林所有者などの生産意欲を喚起することが重要である。

特に、A材としての価値をしっかりと付加し、販売していくことが、森林所有者への利益還元につながり、ひいては原木の生産拡大につながるものと考えられる。

そのためには、木造住宅に加え、これまであまり木が使われてこなかった非住宅建築物や共同住宅（マンション）の木造化や木質化を進め、A材の需要を一層拡大することが必要である。

平成30年6月には、建築基準法の一部を改正する法律が公布され、中層建築物の構造部材を燃えしろ設計により木材をそのまま見せる「あらかわし」など、準耐火構造での建築も可能となり、木材を活用できる範囲が広がっている。

この機を捉えて、A材を活用したデザイン性や耐火性などに優れた付加価値の高い木質建材の開発を進めるとともに、木材加工事業者、建築士、デザイナーなどが継続的に学び、交流できるプラットフォームを整備することにより、多様な製品開発を進めることが必要である。

あわせて、建築物の構造計算や燃えしろ設計などに対応できる性能の明確なJAS製材品の供給体制の強化も必要である。

求める具体的な措置

森林資源を余すことなく活用するため、次に掲げる支援を強化・拡充すること。

ア 付加価値の高い多様な製品づくりに対する支援の強化

(ア) 多様な製品開発を推進できるプラットフォームづくりへの支援

(イ) コスト競争力のある構造材や付加価値の高い製品の開発への支援

(ウ) 開発された製品を活用したモデル建築物の整備や施主、建築士などへの普及に対する支援

イ JAS製材品の安定供給体制の整備に対する支援の強化

(ア) JAS構造材の安定供給体制の整備に対する支援の強化

(イ) JAS構造材等を活用した建築物の整備に対する支援

(5) 新規漁業就業者への支援

提言

過疎地域における新規漁業就業者の経営安定と定着促進のため、ソフト・ハード両面からの支援を拡充すること。

提言の理由

全国的に漁業者の減少や高齢化が進んでおり、過疎地域においても新規漁業就業者の確保は喫緊の課題である。

また、全国的な傾向として、就業後は技術が未熟であることなどから、経営が安定するまでには複数年を要することや、漁船リース事業は利用できるものの、漁船需要が高い状態が続いており、新規漁業就業者が漁船を取得するまでに相当の期間を要することが課題となっている。

過疎地域において、新規漁業就業者を確実に育成・確保するためには、国において就業後の生活費を支援する制度の創設や、新規漁業就業者が漁船を取得するまでの期間に漁船を貸与する仕組みを設けることが必要である。

求める具体的な措置

就業後の生活費支援など、新規漁業就業者の経営安定に資する支援制度を創設すること。

また、漁業の担い手対策に取り組む組織が新規漁業就業者に一定期間貸与する漁船の取得に対する支援措置を講じること。

(6) 観光の振興

提言

過疎地域の強みである「自然」、「食」、「歴史」を活用した観光資源の発掘・磨き上げを行い、積極的・効果的な広報・セールス活動を展開し、国内外の観光客の満足度を高め、世界に通用する魅力ある観光を実現する施策の推進に対する支援を充実させること。

提言の理由

過疎地域の強みである「自然」、「食」、「歴史」のさらなる磨き上げによる戦略的な観光地づくりと、磨き上げた観光資源・商品を国内外へ売り出す積極的・効果的な広報・セールス活動を推進することが、交流人口の拡大や地域の活性化につながるものであり、このような施策の推進に対する支援の充実が必要である。

(7) I o Tなど先端技術を用いた課題解決

提 言

過疎地域における様々な課題をI o TやA Iなどの先端技術を活用して解決するため、過疎地域における課題の抽出、高度I T人材を育成するための学びの場の提供、課題解決のためのシステム開発などを支援する制度を創設するとともに、首都圏等のI o T先進企業と過疎地域の中小企業が連携して実施する共同研究に対する助成制度を創設すること。

提言の理由

過疎地域においては、高齢化と人口減少などによる担い手不足が大きな課題となっており、生産性を高めていくことが必要不可欠である。

また、過疎地域が抱える医療や福祉、教育などに関する様々な課題を解決するためにもI o Tなどの先端技術を活用することが効果的である。

さらに、イノベーションの創出に意欲的な過疎地域の中小企業が、知見を持つ首都圏のI o T先進企業と連携することにより、全国の様々な社会的問題の解決に向けた先端技術の活用が進み、過疎地域発の新たなビジネスが創出され、地域の活性化につながる事となる。

求める具体的な措置

過疎地域における様々な課題をI o Tなどの先端技術を活用して解決するため、次に掲げる支援制度を創設すること。

ア 単なる技術支援のみではなく、地域の「課題抽出」を支援する専門家派遣制度の創設

イ 過疎地域のI T事業者が、「データサイエンティスト」や「セキュリティ」など、I o Tビジネスに挑戦するための技術要素を学べる場の提供

(国による各地域でのI o T技術講座の開設、各地方自治体が実施する人材育成事業への支援、各企業が首都圏等でのI o T技術講座に社員を参加させるための費用助成など)

ウ イノベーションの創出に意欲的な過疎地域の中小企業が、地域のニーズにマッチした先端技術の開発に取り組めるよう、システム開発費(人件費を含む)を支援する制度の創設

エ 首都圏等のI o T先進企業と過疎地域の中小企業が連携して実施する共同研究に対する助成

(8) 移住・定住促進

提言

過疎地域においては、人手不足や後継者不足が深刻化しており、若い世代の移住、定住を促進するため、公営住宅及び移住・定住促進住宅の整備に係る経費に対する支援制度を拡充すること。

提言の理由

過疎地域においては、高齢者比率の上昇、若年者比率の低下などの人口構造の変化により、人手不足や後継者不足が深刻化しており、過疎地域の個性的価値ある存続を実現するためには、地域資源を生かした産業を創出し、その担い手を呼び込む移住促進の取り組みが重要であり、その住まいを確保する必要があるが、地域住民による空き家の提供には限りがあるため、公営住宅及び移住・定住促進住宅の整備による住まいの確保も行っていく必要がある。

求める具体的な措置

過疎地域への移住者向けの公営住宅及び移住・定住促進住宅の整備に対する支援制度を拡充すること。

また、償還期限後に譲渡を予定している移住・定住促進住宅の整備を、「集落再編整備のための用地の取得及び住宅等の整備」として認め、過疎対策事業債の対象事業とすること。

VI 安全で安心して暮らし続けることができる生活基盤の確立

過疎地域において、住民が安全で安心して暮らし続けることができる生活基盤を確立するため、子育て支援対策のほか、医療提供体制の充実、地域の交通手段の確保、水道などの生活環境基盤の強化、教育環境の整備、防災・減災対策などについて、広域的な連携も含めて課題に対応するための仕組みと支援措置を充実強化すること。

(1) 医療の確保

ア 総合診療専門医の養成

提言

地域医療への従事を要件とする奨学金制度や過疎地域で必要とされる総合診療専門医養成のための都道府県の取り組みに対する支援を充実させること。

提言の理由

奨学金については、医療介護総合確保基金において支援対象とされており、総合診療専門医養成のための補助金についても同基金による支援対象とされているが、全額措置がなされていない状況である。

求める具体的な措置

奨学金について、基金からの支援を継続するとともに、総合診療専門医養成のための補助金については、基金から全額を措置すること。

イ 医師確保のための勤務環境の改善

提言

過疎地域における医師の勤務環境改善のために、公的医療機関が負担する、医師が国内外で研修を受ける際の経費や研究に取り組むための経費及び処遇改善のための手当等に対する支援を充実させること。

提言の理由

過疎地域における公的医療機関においては、特に、産科、小児科、救急、へき地勤務などを担う医師の確保が困難な状況であることから、医師の勤務環境を改善するために、医師が国内外で研修を受ける際の経費や研究に取り組むための経費などに対して、医療介護総合確保基金を活用しているが、全額措置がなされていない状況である。

求める具体的な措置

医師が国内外で研修を受ける際の経費や研究に取り組むための経費及び処遇改善のための手当等に係る経費などに対して、基金から全額を措置すること。

ウ 離島における医療の確保

提言

過疎地域においては、深刻な医師不足により、離島に常駐医師を派遣することが困難であるため、船舶の借り上げによる医師の輸送に係る経費に対する支援を拡充すること。

提言の理由

船舶の借り上げによる医師の輸送は、診療時間の延長や医師の負担軽減につながるため、離島における医療の確保に資するものであり、医療施設運営費等補助金の補助対象とされているが、運営費全体で補助基準額を上回るため、市町村の負担が大きくなっている。

求める具体的な措置

医療施設運営費等補助金に、船舶による医師の輸送を別枠で設けることにより、支援を拡充すること。

エ 市町村立診療所等に対する支援

提言

市町村立診療所等（病院を含む）は、地域住民の命や健康を守る基幹となる公的医療機関であり、地域医療を確保、維持するため、市町村立診療所等の運営経費に対する国の助成制度を拡充すること。

提言の理由

過疎地域においては、急性期の一般病床がなく、救急搬送や入院を近隣市町村の医療機関に頼らざるを得ない地域が多く、市町村立診療所等の運営に対する交付税措置は、普通交付税措置や、不採算地区公的病院等の助成に要する経費に対する特別交付税措置があるが、患者数の減少や診療報酬の見直しなどに伴う経営収支の悪化により、市町村の負担が大きくなっている。

求める具体的な措置

普通交付税措置における単位費用を増額すること。また、特別交付税措置における実繰出額に係る措置額を引き上げること。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

提言

中山間地域及び離島地域等を含む過疎地域における医療・介護提供体制においては、在宅医療の充実が課題となっているが、人材確保のための支援や現状の診療報酬及び介護報酬のみでは採算が合わないため、訪問看護や訪問介護といったサービスが十分に提供されていないことから、診療報酬及び介護報酬の加算等による総合的な対応策を講じること。

提言の理由

中山間地域が多くを占める本県においては、訪問看護ステーションを設置していない市町村が約5割を占めており、訪問看護連絡協議会に加入する基幹ステーションや郡部にある訪問看護ステーションからの遠距離訪問によって県内全域をカバーしているが、多くのステーションでは遠距離訪問が大きな負担となっている。

求める具体的な措置

過疎地域における訪問看護の充実を図るため、特別地域訪問看護加算の条件及び配分の見直しを行うこと。

(3) 小規模多機能支援拠点の整備

提言

子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で気軽に集い、必要なサービスを受けることができる小規模多機能支援拠点（あったかふれあいセンター）の整備や運営に係る経費に対する支援制度を創設すること。

提言の理由

高齢化や人口減少が急速に進行している過疎地域においては、地域での支え合いの力が弱まってきているうえに、多様な福祉ニーズがありながらも、現状の縦割りで全国一律の基準の制度サービスでは、利用者の少なさから民間参入が進まず、必要なサービスが提供されにくい実態がある。

このため、本県では、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で気軽に集い、必要なサービスを受けることができる小規模多機能支援拠点「あったかふれあいセンター」の整備や民生委員・児童委員の活動への支援その他の地域福祉の推進について一般財源を中心に進めてきた。

過疎関係市町村においては、「あったかふれあいセンター」事業は過疎対策事業債の対象事業となるが、その限度額を超える部分は一般財源による負担となるため、必要不可欠な事業でありながら、財政面で大きな負担となっている。

求める具体的な措置

小規模多機能支援拠点の整備や運営に係る経費に対する補助制度を創設すること。

(4) 生活用水確保対策

提言

生活を営むうえで不可欠な飲料水の確保について、過疎地域の給水人口が少ない地区における小規模な飲料水供給施設の整備に対する支援を拡充すること。

提言の理由

過疎地域においては、沢や谷、井戸からの取水施設が老朽化したり、滅菌装置が整備されていないなど、安全な水の確保がなされていない地区も多いが、小規模な飲料水供給施設に対する国の補助対象には制限があるため、市町村が多大な経費の

負担をしながら施設を整備している現状がある。

人口が減少している過疎地域でこそ、暮らし続けるための安全な水の確保は必要であり、その整備に対する国による支援を拡充する必要がある。

求める具体的な措置

簡易水道等施設整備費国庫補助金における給水人口や既存の水道事業の給水区域からの距離に係る要件を緩和するとともに、新設要件を撤廃し、既存の老朽化施設の更新や修繕に係る経費も補助対象に含めるなど、補助制度を拡充すること。

(5) 生活用品確保対策

提言

過疎地域で高齢者が安心して暮らすことができる生活環境を築くため、生活に必要な食料や生活用品の確保を容易にする取り組みに対する助成制度を創設すること。

提言の理由

過疎地域においては、人口減少や高齢化に伴う需要の減少などにより、近隣商店の閉店や移動販売の撤退などが生じており、生活に必要な食料などを確保することが困難となってきた。

求める具体的な措置

採算性が確保できず、民間事業者による自主的な事業の実施が困難な過疎地域において、食料や生活用品を販売する商店や移動販売事業を継続し、又は新たに導入するための経費に対する助成制度を創設すること。

(6) 移動手段確保対策

ア 一般乗合旅客自動車運送事業（路線バス）

提言

小規模な過疎関係市町村においては、生活圏が市町村内で完結しないことが多く、近隣の市町村への通勤、通学、通院、買い物などの暮らしを支えるため、路線バスを維持するための経費に対する助成制度を拡充すること。

提言の理由

過疎地域においては、人口減少やモータリゼーションの進展などによる利用者の減少や乗務員不足を理由として、路線バスの減便や撤退が生じており、バス路線を維持するために、県や沿線市町村が大きな負担を強いられているのが実状である。

公共交通は暮らしの根幹を支える基本的なインフラであり、公共交通を確保し、維持することは、安心して暮らし続けることができる地域であるために必要不可欠である。

求める具体的な措置

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助率、補助対象事業の基準及び補助対象経費の算出方法を次のとおり改善すること。

- (ア) 過疎関係市町村を一部でも運行する系統については、現行の補助率を2分の1から3分の2へ引き上げること。
- (イ) 「1日当たりの輸送量が15人～150人」との基準を「1日当たりの輸送量が10人～150人」へと緩和すること。
- (ウ) 補助対象経常費用の見込額の限度額を20分の9から2分の1に引き上げること。
- (エ) 「補助対象経費の額を、平均乗車密度の見込数値が5人未満の補助対象系統について、当該系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする」いわゆる「密度カット」を補助対象経費の算出方法から削除すること。

イ 自家用有償旅客運送

提言

過疎地域で高齢者が安心して暮らすことができる生活環境を築くため、通院や買い物などに必要な移動手段を確保する取り組みに対する助成制度の拡充を行うこと。

提言の理由

過疎地域においては、人口減少やモータリゼーションの進展などによる利用者の減少や乗務員不足を理由として、路線バスの減便や撤退が生じており、交通不便地域を解消するために自家用有償旅客運送を市町村やNPO等が実施する事例が増えてきているが、その財政負担は大きなものとなっている。

求める具体的な措置

採算性が確保できず、交通事業者による自主的な事業の実施が困難な過疎地域において、交通不便地域を解消するためには、現行の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金のみでの支援では不十分であるため、市町村やNPO等が実施する自家用有償旅客運送において、仕組みづくりのための調査、運行に必要な車両購入やバス停等の施設整備、実証運行に係る経費などに対する補助制度を創設すること。

また、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の補助対象事業の基準を次のとおり緩和すること。

- (ア) 過疎地域における路線維持の困難性に鑑み、「新たに運行を開始するもの」との基準を撤廃し、既存の系統であっても地域内フィーダー系統として補助対象とすること。
- (イ) 「1回当たりの輸送量が2人以上」との基準を、従前の基準である「1回当たりの輸送量が1人以上」へと緩和すること。
- (ウ) 市町村ごとに算定される国庫補助上限額を撤廃すること。

(7) 離島航路維持対策

提言

離島航路は、通院や買い物、通勤や通学など離島において生活を営むうえで欠かすことのできない公共インフラであり、人の往来・産業・物流の活発化を通じた地域経済の活性化を図るための重要な社会基盤であることから、離島航路の維持に係る経費に対する国の補助制度を拡充すること。

提言の理由

離島航路の運航経費に対する現行の国の補助率は2分の1であるが、過疎地域の中でも特に人口減少の著しい離島地域においては、運航経費を運航収入で賄うことは到底できず、自治体（県・市町村）の負担が年々増嵩し、財政を圧迫している現状がある。

また、使用する船舶も老朽化しているが、新たに建造（代替建造）する場合の国の補助金の額について、「離島航路事業者に代わり地方公共団体が代替建造する場合」については、対象経費の30%であるのに対して、「離島航路事業者が代替建造しようとする場合」については、対象経費の10%と規定されており、離島航路事業者が市町村であり、市町村自身が代替建造する場合についても10%が適用されており、負担が大きいものとなっている。

求める具体的な措置

離島航路の運航経費に対する国の補助率を現行の2分の1から3分の2に引き上げること。

離島航路事業者が市町村である場合に、市町村が効率化船舶への代替建造をする場合の経費に対する国の補助金の額について、現行の10%から30%に引き上げること。

(8) 森林及び里山地域の保全

ア 森林整備に係る予算の確保

提言

過疎地域に存する森林資源は、国土の保全や水源のかん養、二酸化炭素の吸収などの多面的な機能を有しており、木材の生産等を通じて産業振興にも資するものであることから、その機能を高めるとともに持続的な森林経営を図るため、森林整備に係る国の予算の所要額を確保すること。

提言の理由

近年の森林整備事業費（林野公共）は、平成21年度と比較して約400億円減と低水準であったが、令和元（平成31）年度には、「臨時・特別の措置」を合わせて、大幅に増額されており、今後も所要額を確保することが必要である。

求める具体的な措置

森林整備事業費（林野公共事業）において、所要額を確保すること。

イ 山村部における地籍調査に係る予算の確保

提言

国土の保全や防災、森林施業の集約化等の観点から、山村部において地籍調査を行う必要性が非常に高いことから、地籍調査に係る国の予算の所要額を確保すること。

提言の理由

本県の山村部における地籍調査の進捗率は平成 30 年度末時点で 58%（全体 56%）と依然大きな遅れをとっている。これは、山村部は急峻な地形や生い茂る木々などにより、一筆地調査や測量において事故等の危険性が高いとともに、多額の費用と時間を要することに起因している。また、土地所有者等の高齢化や不在村化の進捗により、立会人や土地境界情報の探索が困難になり、調査自体が難しくなっている。

これらのことから、山村部における地籍調査を早急に進めるための国の予算の確保が必要である。

求める具体的な措置

地籍調査に係る経費に対する国庫負担金や補助金において、山村部の所要額を確保すること。

ウ 企業による森林整備

提言

企業が社会貢献の観点から森林整備を進めるための税制上の優遇措置（森林整備の支援費用の損金算入など）を創設すること。

提言の理由

森林及び里山地域が有する公益的機能は、山村における草刈、間伐、清掃、担い手対策、路網整備など地域活動により維持されているが、現在、これら森林の機能・効用を適正に評価し、その付加価値額に見合う十分な財源措置がなされていない。

これまで森林管理及び里山保全活動は、森林組合のほか、自治会、NPO、ボランティア等が担ってきたが、高齢化等により活動が困難になりつつあり、企業やUJIターナー者、都市住民など多様な主体の参画を得ることが必要である。

特に、社会貢献の観点から企業が実施する様々な森林整備活動を促進するための支援措置が必要である。

求める具体的な措置

企業が社会貢献の観点から実施する新植、草刈等の森林整備に要する経費については、損金扱いとするなど企業への税制上の優遇措置を創設すること。

(9) 防災関連施設等の整備

提言

過疎地域における住民の安全で安心な暮らしを確保するため、公共施設等の耐震化や避難路、避難場所、緊急用ヘリコプター離着陸場の整備などの防災に関する施

設整備に対する財政措置を拡充すること。

提言の理由

過疎地域における住民の安全で安心な暮らしに欠かせない公共施設については、これまでも整備を推進してきたところであるが、「緊急防災・減災事業債」の対象が令和2年度事業までとされており、同事業債の終了によって、過疎関係市町村の財政状況はより厳しい状況となる。

安心して暮らし続けることができる環境を実現するため、それぞれの地域の実状に応じたきめ細やかな施策を積極的に展開できるよう、公共施設等の耐震化などの防災対策事業を過疎対策事業債の対象事業として加えることが必要である。

求める具体的な措置

公共施設等の耐震化や避難路、避難場所、緊急用ヘリコプター離着陸場の整備などの防災に関する施設整備を過疎対策事業債の対象事業とするなどの財政措置を講じること。

(10) 消防本部等への自家給油取扱所の整備

提言

過疎地域におけるSS（給油取扱所）の減少に伴い、消防車両や救急車両が夜間休日に出勤した場合に、燃料補給に支障を来してはならず、また、南海トラフ地震など大規模災害の発生時には、燃料の大幅な不足に陥ることが想定されるため、消防本部等への自家用給油施設の整備に対する財政措置を講じること。

提言の理由

山間部の過疎市町村においては、管内にSSが少なく、消防車両や救急車両が夜間休日に燃料補給ができない現状がある。

また、南海トラフ地震などの大規模災害の発生時には、応急活動用車両の燃料が不足することが想定されている。

求める具体的な措置

消防本部等への自家用給油施設の整備を、過疎対策事業債の対象事業とするなどの財政措置を講じること。

(11) 道路の防災対策

提言

安全で安心して通行できる道路の確保は、過疎地域で暮らし続けるために必要不可欠であることから、国道、県道の防災対策事業に対して、過疎対策事業債と同等の財政支援措置を講じること。

提言の理由

過疎地域において、安全で安心して暮らし続けるためには、日々の通行において落石等の危険が無く、異常気象時においても通行できる道路の確保が必要不可欠である。

しかしながら、過疎地域の県管理道路には、異常気象事前通行規制区間が多数存在するほか、落石等による通行止めが度々発生している。

道路の防災対策については、国の交付金事業を活用して取り組んでいるが、膨大な要対策箇所が残っている。

また、移住を促進する観点からも、日々安全に通行でき、豪雨や地震発生時に地域が孤立しない道路の確保が重要である。

求める具体的な措置

過疎地域内における国道、県道の法面防災や橋梁耐震などの防災対策事業に対して、過疎対策事業債と同等の財政支援措置を講じること。

(12) 河川改修

提言

市町村が管理する準用河川は、規模は小さいものの、地域の生活に密接に関わる重要な河川であることから、この治水安全度向上のための改修工事に対する国の起債制度を拡充すること。

提言の理由

国又は県が管理する一級及び二級河川については、現在、3か年緊急対策等により治水安全度の向上が急速に図られているところである。

一方で、その支川等にあたる準用河川については、過疎関係市町村が財政力に乏しいこともあり、思うように河川改修が進んでいないのが現状である。

河川の治水安全度を考えたとき、改修が未完の準用河川がボトルネックとなる可能性があり、早急な改修が必要である。

求める具体的な措置

準用河川の整備について、過疎対策事業債の対象事業とすること。

(13) 教育の振興

提言

過疎地域の個性的価値ある存続を実現していくうえで、過疎地域の将来を担う子どもたちを育成するためには、地域の特性等を踏まえるとともに、都市圏と格差のない教育水準の確保や、住民の各世代の学習権を保障していくことが重要であることから、過疎地域の教育の充実に対する国の支援制度を拡充すること。

提言の理由

地域の個性的価値ある存続のためには、地域の各世代、特に子育て世代が地域で暮らし続けていくことができることが大変重要である。

全国的にみると過疎地域においては、高等学校進学率について全国平均値との差は解消しているものの、大学等進学率については、格差は拡大している。

また、小中学校の統廃合が進められているものの、都市部と比較して、1校当たりの児童数が少なく、複式学級がある小規模校が多く、都市部と遜色のない教育水

準の確保などが課題となっている。

こうしたなか、MOOCs（大規模公開オンライン講義）やICT教育などの先端技術を活用することで、都市圏と格差のない教育環境を提供することが可能になってきており、こうした取り組みをさらに促進していく必要がある。

また、子ども世代だけでなく、様々な状況下にある地域住民それぞれのニーズに則した形で、大人世代等への社会教育や生涯学習の環境を構築していくことも、全世代・全員活躍を促進し、過疎地域が存続していくうえで、大変重要である。

求める具体的な措置

複式学級の解消を図るため、学級編制の標準における複式学級の規定を引き下げるよう制度を改正すること。

また、ICTやAIなどの先端技術を活用した遠隔教育や地域間交流などの環境を整備するための支援制度を拡充すること。

さらに、地域における社会教育や生涯学習の環境の充実に対する支援制度を拡充すること。

(14) 小中学校施設

提言

小中学校施設の改修等に係る経費に対する支援制度を拡充すること。

提言の理由

小中学校施設は、地域の次代を担う子どもたちの学びの場であるとともに、災害時における避難場所などとして位置付けられていることから、老朽化対策、耐震性の確保、空調設備設置、トイレ改修、照明設備の整備など、安全で快適な施設へと改善する必要がある。

求める具体的な措置

校舎等の小中学校施設の改修等に係る経費に対する補助率を現行の3分の1から2分の1に引き上げるとともに、上限額を引き上げること。

Ⅶ 集落対策等の推進

過疎地域における深刻な人口減少、高齢化に対処し、持続可能な地域社会の実現に資するため、集落対策、都市との交流、移住・定住対策、関係人口の創出、地域コミュニティ活動、多様な主体の協働による地域社会の活性化や地域を担う人材の育成等を積極的に支援するための対策を充実強化すること。

(1) 集落支援

提言

集落の維持・再生や活性化を図るため、生活、福祉、産業、防災など、地域の課題やニーズに応じて、地域ぐるみで取り組む仕組みである「集落活動センター」（高知県版小さな拠点）などの地域運営組織の活動に対する支援を拡充すること。

提言の理由

人口減少及び高齢化が顕著である過疎地域において、集落機能の維持や地域活動の担い手の確保などの課題を解決するためには、集落相互の連携により地域の課題及びニーズに応じた地域ぐるみの取り組みを支援する必要がある。

求める具体的な措置

集落の維持・再生や活性化を図るために地域運営組織等が取り組む、集落活動のサポートや生活支援サービス、地域資源を活用した経済活動、観光振興、鳥獣被害対策、防災活動などの様々な地域活動に対する支援制度を充実させること。

(2) 担い手の確保と育成

提言

過疎地域における経済活動や支え合い活動を牽引する核となる人材を地域内外で確保し、育成していくための支援制度を拡充すること。

提言の理由

地域自らが内発的な発展をしながら、個性的価値ある地域として存続していくためには、地域における経済活動や支え合い活動などに地域住民が積極的に参画していくことが必要となる。

しかしながら、人口減少と高齢化に歯止めがかからない現状で、過疎地域の担い手不足は深刻化しており、地域活動を支える担い手の確保と育成は喫緊の課題である。

このため、集落活動センターなどの地域運営組織等を担う人材の確保や、地域活動を開始・継続・拡大していくための専門家による指導・育成に対する一貫した支援制度の拡充が必要である。

求める具体的な措置

過疎地域における経済活動や支え合い活動を牽引する核となる人材を地域内外で確保するため、都市部におけるセミナーの実施などによる地域おこし協力隊及び集落支援員の募集や関係人口づくりに対する支援制度を拡充すること。

また、地域活動を開始・継続・拡大していくための専門家による指導・育成に対する一貫した補助制度を創設するなど、支援制度を拡充すること。

(3) 文化財の保存活用

提言

文化財の保存活用に資する地方単独補助を、過疎対策事業債の対象事業とすること。

提言の理由

文化財の所在する場所の多くは、過疎地域であり、人口減少、少子高齢化に伴い文化財所有者を支えてきた地域社会の衰退が進んでいる。

そのため、所有者による適切な文化財の保存活用に支障を来す状況も現れており、市町村が補助金を交付して保存活用を支援している事例も多い。

今後、平成 31 年 4 月 1 日改正施行された文化財保護法に基づき、各市町村が文化財保存活用地域計画を策定し、地域社会総がかりで保存活用の取り組みを進めることが期待されるが、実行するための財政的な措置が必要である。

求める具体的な措置

市町村が所有者等に対して交付する文化財の保存活用に資する補助事業を、過疎対策事業債の対象事業とすること。

VIII 高度情報通信基盤及び道路網等のインフラ整備促進

都市との交流等により地域社会の活性化を促進し、過疎地域における産業の振興、住民の生活基盤の確立及び集落対策等の推進を支える土台となる、第5世代移動通信システム（5G）を含む高度情報通信基盤及び幹線道路等の道路交通網その他公共インフラの整備を促進するとともに、支援措置を充実強化すること。

(1) 第5世代移動通信システム（5G）利用環境の整備促進

提言

過疎地域において、デジタル技術を活用して、地場産業の高度化や新たな産業の創出を図り、多様かつ魅力的な仕事を多数創出するとともに、生活インフラの確保を図り、暮らしの質を向上させることにより、安心して暮らし続けることができる地域を創り出していくため、過疎地域における第5世代移動通信システム（5G）の利用環境の整備促進を図ること。

提言の理由

過疎地域においては、「地域の強みを生かした産業を創出すること」、「地域における生活インフラを確保すること」、この2つの取り組みをデジタル技術を活用して実現していくことが重要である。

いわゆる Society5.0 を実現するためのデジタル技術は、過疎地域においてこそ必要であり、この活用によって、地場産業の高度化や新たな産業創出を図り、多様かつ魅力的な仕事を数多く創出することや、過疎地域でも最先端の教育、医療や福祉等のサービスを提供し、暮らしの質を向上させることができれば、若者が地域に残り、また、国内外から志ある人材やクリエイティブな人材を確保できるものと考えられる。

求める具体的な措置

ア 通信事業者に対する支援等

(ア) 過疎地域においても都市部と同様に整備が進展するよう、国による都道府県単位の細かい整備指針を策定すること。また、当該指針策定にあたっては、都道府県の意見を反映するとともに、10kmメッシュ内の利用可能エリアもはっきりと確保すること（メッシュの細分化など）。

(イ) 5G基地局整備に対する新たな補助制度を構築するとともに、光ファイバの整備促進のため、補助対象地域の拡大、補助率のかさ上げや予算額の確保を行うこと。

(ウ) 今後、5Gが防災や福祉等のサービスの根幹となることに鑑み、5Gの基地局や光ファイバの整備・維持管理を、通信インフラとして国が全国一律の提供を義務づけるユニバーサルサービスの対象とすること。

イ 地方自治体に対する支援

(ア) 5G基地局整備（光ファイバ整備を含む）を携帯電話等エリア整備事業の補助対象に追加すること。

(イ) 地方自治体自らが5G基地局を整備する場合、又は通信事業者を支援する際の有利な財政措置を創設すること。

(2) 携帯電話の不感地域解消

提言

採算性などの理由から整備が進んでいない山間地域などをはじめとする携帯電話の不感地域を早期に解消すること。

提言の理由

携帯電話は、生活の基盤や情報通信のインフラとして欠かせないものであるほか、災害時の孤立防止対策としての活用にも有効であるが、特に山間地域に不感地域が多数存在し、早急に解消対策を進める必要がある。

また、ユニバーサルサービスの対象は、固定電話、公衆電話、緊急通報のみとなっており、携帯電話は対象となっていない。

求める具体的な措置

不採算地域であっても、携帯電話や通信サービスが提供されるよう、携帯基地局や光ファイバの整備・維持管理をユニバーサルサービスの対象とすること。

また、市町村が整備した基地局・光ファイバの整備、更新、維持管理についてもユニバーサルサービスの対象とすること。

(3) 道路整備

ア 過疎地域と都市部を結ぶ道路ネットワークの構築

提言

過疎地域と都市部を結ぶ道路ネットワークを構築するため、過疎地域の活性化に資する国道及び県道の整備事業に対して、過疎対策事業債と同等の財政支援措置を講じること。

提言の理由

道路は、物流の効率化や観光周遊ルートの形成などの産業づくりや住民の日常生活を支えるなど、「過疎地域の個性的価値ある存続」を実現するためにも重要なインフラである。

国道・県道は、そうした役割の多くを担っているが、現行法では過疎対策事業債の対象が市町村道に限られている。

求める具体的な措置

過疎地域内の道路と高規格道路から過疎地域に至る道路の整備については、国道・県道についても過疎対策事業債と同等の財政支援措置を講じること。

イ 道路の維持補修

提言

過疎地域の日常生活に欠かせない道路については、ストック効果を十分に発揮し、良好な状態で次世代に継承できるよう、県が大規模構造物の修繕を代行できる仕組みを設けるとともに、市町村が行う道路の維持補修に関する過疎対策事業債の対象を拡充すること。

提言の理由

道路法施行令の改正により、橋梁やトンネル等の近接目視点検が義務化され、平成 26 年度から点検診断を進める中で、早期に修繕が必要な施設が次々と明らかとなっている。

こうした点検診断や橋梁等の修繕に対しては、国の交付金事業による重点的な支援が行われているが、過疎地域の市町村が 100m を超える長大橋等の修繕を行うことは、技術面及び財政面の両面で厳しい状況にある。

現行法では、県が代行できる道路事業が道路の新設・改築に限られていることから、大規模構造物の修繕を対象に加え、市町村が管理する道路の老朽化対策を支援することが必要である。

求める具体的な措置

県が市町村に代わって行うことができる、いわゆる代行制度の対象事業に修繕事業を加えること。

また、市町村が行う道路の維持補修に関する過疎対策事業債の対象に大規模構造物の修繕を加えること。

(4) 産業廃棄物処理施設

提言

産業廃棄物処理施設である管理型最終処分場の整備にあたっては、公共関与により整備せざるを得ない地方においては、地方公共団体に多額の費用負担が発生することとなり、特に財政力の弱い過疎関係市町村にとっては、極めて重い負担となることから、過疎対策事業債の対象事業とすること。

提言の理由

産業廃棄物処理施設の整備費及び運営費については、整備・運営主体が施設開業後において、利用者からの料金収入を充当することが原則であるが、自県で発生する産業廃棄物が少ない地方では、管理型最終処分場の整備費を料金収入により調達することは非常に困難であり、民間事業者による整備には至らないのが現状である。

加えて、民間事業者による施設整備に対する地元の理解が得られにくく、事業の継続性及び信頼性からも、公共関与の管理型最終処分場が全国的に増えてきている状況である。

本県の現施設においては、利用者からの料金収入は主に運営費及び施設廃止のた

めに必要となる費用に充当（基金に積立）し、整備費については、整備・運営主体の負担を抑え、国庫補助金を15%充当したうえで、残りの約80%を主に県及び市町村の負担金で確保した経緯がある。

現施設が計画の2倍程度の早さで埋立終了が見込まれることから、次期施設の規模を現行の倍程度で検討しており、施設までの進入路を含めると、さらに整備費が多額となることが見込まれている。

そのため、利用料金の引き上げも検討しているものの、基本的には、前回と同様に県及び市町村の負担金で整備費のほとんどを賄わざるを得ない状況となっている。

このように、地方における管理型最終処分場の新設・更新時には地方公共団体に多額の費用負担が発生することとなり、現行の地方債制度では交付税措置のある地方債は充当できないため、特に財政力の弱い過疎市町村にとっては、極めて重い負担となる。

求める具体的な措置

産業廃棄物処理施設の整備について、過疎対策事業債の対象とすること（廃棄物処理センターに対して地方公共団体が行う出資又は補助金等を含む。また施設整備費には処分場までの進入路の整備費を含む。）。

(5) 上下水道事業

提言

人口減少などに伴い、事業の採算性の維持が難しくなる上下水道事業の経営安定化のための財政措置を拡充すること。

提言の理由

上下水道事業は、生活を維持するうえで不可欠なものであるが、今後、人口減少に伴う収入の減少や施設の更新・改修費用の増大などにより、経営状況の悪化は免れられない状況である。将来にわたって持続可能な上下水道事業を確立するためには、過疎地域の実状を踏まえた財政支援が必要である。

求める具体的な措置

上下水道事業の統廃合や施設の更新等に係る財政措置を拡充すること。

特に、簡易水道事業に限定されている過疎対策事業債の対象を簡易水道事業を統合した上水道事業まで拡大すること。